

中部森林管理局における建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

中部森林管理局では、建設工事の現場に設置することとされている主任技術者又は監理技術者の専任の取扱い並びに現場代理人の常駐義務の緩和について、次のとおり取り扱うこととします。

1. 専任の主任技術者の兼務について

令第 27 条第 2 項において、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係にある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事について、発注者が令第 27 条第 2 項に適用されると判断した場合、同一の主任技術者がこれらの工事を管理することができることとする。ただし、監理技術者には適用されない。
- (2) (1) の場合において、同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は原則 2 件程度とする。

2. 監理技術者等の専任を要しない期間について

建設業法第 26 条に定める工事現場に設置する主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、請負代金額 3 千 5 百万円（建築一式工事である場合にあっては、7 千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場毎に専任の者でなければならないとされているところですが、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正令和 2 年 9 月 30 日国不建第 130 号。）に基づき、監理技術者等の専任を要しない期間について、仕様書又は現場説明書若しくは指示承諾簿等の書面に次に掲げる期間について明記されている場合は、たとえば契約期間中であっても工事現場への専任は要しない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等）が開始されるまでの期間
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財踏査等により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事が完成し、事務手続きのみが残っている期間

3. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

国有林野事業工事請負契約約款第10条第3項において、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととされているところである。具体的には、受注者から現場代理人に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易度等を踏まえて発注者において判断しますが、その基本的な考え方は次のとおりとします。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等）が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等で、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 次の①及び②をいずれも満たすこと
 - ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でないこと
 - ② 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること

常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、兼任する場合には、次のアからウまでの全てを満たすこととする。

- ア 兼任する工事の件数が2～3件程度であること
- イ 兼任する工事の現場間の移動時間が概ね1時間程度であること
- ウ 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

問い合わせ先	中部森林管理局
治山課	050-3160-6554
森林整備課	050-3160-6572
経理課	050-3160-6527